

千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱

千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会

(趣 旨)

第1条 この要綱は、被災宅地危険度判定を行う被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の認定登録に関し必要な事項を定める。

(宅地判定士)

第2条 宅地判定士とは、被災宅地危険度判定を実施する者としてこの要綱に基づき、知事が認定し、被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登録した者をいう。

(認定登録の対象)

第3条 知事は、県内に居住又は勤務する者のうち、宅地判定士として危険度判定の実施に協力しようとする者で、次の各号のいずれかに該当し、第12条に規定する被災宅地危険度判定士養成講習会（以下「講習会」という。）を修了した者を宅地判定士として認定登録することができる。

- 一 宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第17条各号又は都市計画法施行規則（昭和44年省令第49号）第19条第1号イから同号チに該当する者
 - 二 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術職員として3年以上の実務経験を有する者
 - 三 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者
 - 四 その他、建築士法（昭和25年法律第202号）による二級建築士として、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者または二級施工管理の資格を有し、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して5年以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有していると知事が認めた者
- 2 知事は前項の規定によらず、県内に居住又は勤務する実務経験者等の前項各号に定めるものと同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として登録し、登録証を交付することができる。

(認定登録の手続き)

第4条 前条第1項又は第2項に該当する者で、宅地判定士の認定登録を受けようとする者は、被災宅地危険度判定士認定登録申請書（様式1）を知事に提出しなければならない。

- 2 登録申請書等には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 前条第1項第1号又は第4号に該当する者については、資格要件申告書(様式2)及び各々の認定登録要件を証明する書類
 - 二 実務経験証明書(様式3。ただし、技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者又は一級建築士の資格を有する者は、添付不要)
 - 三 写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3センチメートル、横2センチメートルの写真で白黒・カラーを問わない。)
 - 四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(認定登録証の交付)

第5条 知事は、前条第1項による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当であると認めたとき又は第3条第2項により知事が認めたときは、宅地判定士名簿に登録するとともに、当該申請者に被災宅地危険度判定士認定登録証(様式4。以下「認定登録証」という。)を交付するものとする。

- 2 知事は、前条第1項による申請があった場合において、申請者が虚偽の申請などにより宅地判定士として適当でないと認めたときは、当該申請者に通知するものとする。

(認定登録事項の変更)

第6条 宅地判定士は、第4条第1項の規定により申請した事項のうち、次に掲げる事項に変更があったときは、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届(様式5。以下「変更届」という。)を知事に提出しなければならない。なお、認定登録証に記載の内容に変更があるときは、第4条第2項第3号に定める写真及び認定登録証を添付して提出するものとする。

- 一 氏名
- 二 居住地及び電話番号
- 三 勤務先の名称、所在地及び電話番号
- 四 メールアドレス
- 五 登録を希望する住所又は所在地

- 2 知事は、前項の届出があった場合においては宅地判定士名簿を訂正し、必要に応じて記載事項を変更した認定登録証を新たに交付するものとする。

(認定登録の更新)

第7条 認定登録の有効期間は、認定登録証の交付日から5年後の年度の末日までとする。

- 2 知事は、認定登録証の有効期間満了日までに第9条の届出がない場合は更新の意思があるものとみなし、被災宅地危険度判定士台帳に更新した旨を記載するとともに、認定登録証を交付する。なお、交付日は有効期間満了日の翌日とする。
- 3 前項の認定登録の有効期間は、第1項を準用する。

(認定登録証の再交付)

第8条 宅地判定士は、認定登録証を紛失し、又は汚損したときは、被災宅地危険度判定士認定登録証再交付申請書(様式7)及び第4条第2項第3号に定める写真の提出により知事に再交付を申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に認定登録証を再交付するものとする。

3 前項の規定により認定登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した認定登録証を発見したときは、速やかに当該認定登録証を知事に返納しなければならない。

(認定登録の辞退)

第9条 宅地判定士は、認定登録を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士認定登録辞退届(様式8。以下「辞退届」という。)に認定登録証を添えて知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届け出があったときは、宅地判定士名簿から抹消する。

(認定登録知事の変更)

第10条 宅地判定士は、居住地又は勤務先の所在地を千葉県以外の都道府県に変更したことにより、認定登録した知事の変更を必要とする場合は、変更届及び認定登録証を新たに認定登録を受けることとなる都道府県知事に提出しなければならない。

2 知事は、他の都道府県等で認定登録された宅地判定士から、変更届及び認定登録証の提出を受けたときは、宅地判定士名簿に登録するとともに、認定登録証を交付するものとする。

(認定登録の取消し)

第11条 知事は、宅地判定士として認定登録されている者について、宅地判定士としてふさわしくないと認めた場合は、認定登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により認定登録を取り消された宅地判定士は、速やかに当該認定登録証を知事に返納しなければならない。

(講習会)

第12条 県は、市町村の協力を得て、第3条第1項に該当する者を対象に被災宅地危険度判定に必要な知識及び技能向上のための被災宅地危険度判定士養成講習会を実施する。

(宅地判定士名簿)

第13条 知事は、第5条第1項、第6条第2項、第7条第2項、第9条第2項、第10条第2項、第11条第1項に規定する手続きを行った場合には、速やかに宅地判定士名簿に記載し、その内容を被災宅地危険度判定連絡協議会会長に通知する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年3月6日から施行する。
- 2 この要綱が定められるまでの間、被災宅地危険度判定連絡協議会実施要綱附則第4項から第7項の規定により協議会に登録されているもので、知事の登録を指定していたもの又は指定していたとみなされる者は、登録時に遡って知事の登録があったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月7日から施行する。